

令和２年度 第１６回庁議要旨

日時：令和２年１１月２５日（水）

午前９時～同５０分

会場：防災センター

[審議事項]

１ 石巻市職員定員適正化計画の策定について（総務部）

平成１９年３月に策定した石巻市職員定員適正化計画により職員の削減に取り組んできたが、東日本大震災により状況は一変し、同計画に基づく職員の削減を継続することは困難となり、現在は復旧・復興事業を円滑に進めるためのマンパワーの確保を優先とし、退職者補充の拡充、地方自治法に基づく他団体からの職員派遣及び任期付職員の採用等により職員確保に努めてきた。

今後、復興期間終了後の市政運営における適正な職員数による効率的な行財政運営により、将来的な人件費負担とならないよう新たな職員定員適正化計画を策定し、長期的な視点で定員管理を推進し、安定した住民サービスの提供に努めるもの。

(1) 主な内容

① 基本方針

持続可能な行政運営を実現させるためには、職員数の適正化は重要な取組であることから、現在策定中の「石巻市行財政改革推進プラン２０２５（令和３年度から実施予定）」の取組項目にも新たな石巻市職員定員適正化計画を掲げることとし、適正な職員数の実現を目指す。

また、本計画の実施に当たっては、令和２年度末で終期を迎え、今年度内に策定する予定の「石巻市人材育成基本方針（第２次改訂版）」、「第２次石巻市人材育成基本計画」、「第５次石巻市中長期職員研修計画」等により職員の能力開発や資質向上を効果的に進めていくことが重要となることから、これらの方針等の策定においては、本計画の考え方を踏まえるものとする。

② 計画期間

令和２年度～令和６年度（５年間）

③ 目標とする職員数

ア 定員適正化計画の対象職員

常勤職員とし、医療職及び教育職（高校教諭に限る）を除いた一般職員（行政職・幼稚園職・労務職）を対象とする。

※任期付職員（短時間勤務）、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。

イ 職員数の目標値

令和２年４月１日現在の職員数１，５４９人を基準とし、令和７年４月１日の職員数１，３２７人を目標とする。

※詳細は別添のとおり

(2) 今後の予定

令和 ２年 １１月 石巻市職員定員適正化計画の策定

１２月 石巻市議会全員協議会において本計画を説明

2 石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について（健康部・福祉部）

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法、介護保険法に基づき、一体の計画として3年ごとに策定している。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が確保される体制づくりを図ることを目的に、令和3年度から令和5年度を計画期間とする石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画の概要

【基本理念】「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」

上記基本理念の実現のため、各分野で取り組むべき5つの基本方針を定め、高齢者福祉の充実を図るもの。また、事業実施によりSDGsが定める目標達成に貢献する。

【基本方針】

- ・生きがい創出と社会参加の促進
- ・健康増進と介護予防の推進
- ・生活支援の充実
- ・支え合いと連携の推進
- ・介護サービス基盤の充実

② 保険料基準額の設定

令和3年度から令和5年度までの人口、高齢者数、要支援・要介護認定者数などの推計値を基礎に標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額や、保険料収納必要額を算出し、被保険者見込数から保険料基準月額を設定

基準額 月額5,900円（第7期計画と同額）

③ 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

※詳細は別添のとおり

(2) 今後の予定

- | | | |
|------|----------------|------------------------------|
| 令和2年 | 12月上旬 | 石巻市議会全員協議会において本計画を説明 |
| | 12月下旬～令和3年1月中旬 | パブリックコメントの実施 |
| | 1月下旬 | 第5回介護保険運営審議会開催 |
| | 2月中旬 | 石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を市長へ答申 |
| | 3月 | 石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定 |

3 石巻市空家等対策計画の策定について（建設部）

全国的な人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である空家等が年々増加し、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。

本市においても、適切な管理が行われていない空家等が安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、今後、空家

等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されている。

石巻市空家等対策計画を策定し対策を実施することで、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るもの。

(1) 主な内容

・「石巻市空家等対策計画」の主な内容

【基本方針1】空家等の発生抑制

空家等が発生する前の段階から、所有者等に対し情報提供・意識啓発等を図る。

【基本方針2】空家等の適切な管理・市場流通

所有者責任を周知し、適切な管理や市場流通を促進する。

【基本方針3】空家等の利活用

空家等の利活用に関して有効な方策の検討を行う。(空き家バンクの導入等)

【基本方針4】管理不全の空家等・特定空家等への対策

管理不全状態の改善が図られない場合、法に基づいた措置を実施。

【基本方針5】実施体制の整備

総合相談窓口のほか、庁内の関係課、関係団体と連携して対応。

・計画期間 令和3年4月から令和8年3月までの5年間

(2) 今後の予定

令和2年12月 石巻市議会全員協議会において本計画を説明

令和3年 1月 パブリックコメントの実施

3月 石巻市空家等対策計画の策定

4月～ 計画に基づく対策の実施

(仮称) 石巻市空き家バンク実施要綱の施行及び空き家バンクの導入

[報告事項]

1 石巻市地域商品券の再販売について(産業部)

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、停滞する地域経済の活性化と市民の消費喚起を促すため、5割増し商品券を10月1日から販売しているところである。販売方法としては、石巻市内の全世帯に1冊ずつ行きわたるように、商品券との引換券を各世帯に郵送し、1世帯1冊限りの販売とした。販売期間は11月30日までとしているが、販売予定数60,000冊(1冊=1,000円券×15枚)に対し、10月30日現在の販売数は36,268冊となっている。

石巻市地域商品券の残数を再販売することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の景気回復と中小企業者の経営支援を図る。

(1) 主な内容

- ① 概要 当初の販売予定数量60,000冊のうち1,000冊以上売れ残った場合、公募による再販売を行う。
- ② 公募期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月18日(金)
- ③ 周知方法 地元メディア(石巻かほく・石巻日日新聞、ラジオ石巻)に広告を掲載
・石巻かほく、石巻日日新聞に広告を3回掲載

- ・ラジオCMを応募期間中50回ほど放送
- ・加盟店に再販売の告知ポスターを掲示
- ④ 販売期間 令和2年12月下旬～令和3年1月29日（金）
※当選引換券の発送と同時に販売を開始する。
- ⑤ 最低販売冊数 1,000冊
- ⑥ 応募資格 石巻市に住所を有する者
※応募はがき1枚につき3冊まで購入可能とする。（複数応募不可）
- ⑦ 応募方法 購入希望者は“往復はがき”に「住所」「氏名」「電話番号」「購入する郵便局名」「希望冊数」を記入し、石巻商工会議所へ郵送で申し込みをする。
- ⑧ 引換券 応募締切り後、往復はがき（返信用）を引換券として発送する。
- ⑨ 販 売 応募券1枚につき1～3冊まで希望する冊数を販売する。
※応募多数の場合はハガキ1枚当たりの販売数を調整する。
※応募多数により販売数の調整ができない場合は抽選とする。
※石巻市内の25郵便局で販売する。

(2) 今後の予定

令和2年12月 石巻市地域商品券事業実施要綱の一部改正
地元メディア、市ホームページ等により周知
購入申し込み受付開始

2 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の一部変更について（産業部）

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、国の「雇用調整助成金」の申請を社会保険労務士等に依頼した申請費用等を助成する「石巻市雇用調整助成金利用促進補助金」を交付し、事業者の事業活動や雇用の継続を支援しているところである。

この事業については、「宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金」を財源に実施することを前提としていたが、この補助金は令和3年2月28日までに事業を完了することが交付要件となっている。

現行の「石巻市雇用調整助成金利用促進補助金交付要綱」は、補助金の申請期限が令和3年3月1日までとしており、令和3年2月28日までに事業を完了することができないことから、県の補助対象外事業となることが判明した。

「宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金」の事業対象とするため、要綱の整理を行うもの。

(1) 主な内容

- ① 宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金の交付要件（令和3年2月28日までに事業完了）に対応するため、石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の申請期限を変更する。
・申請期限「令和3年3月1日」を「令和3年1月31日」に変更。
- ② 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の令和3年2月1日から令和3年3月1日までの補助申請に対応するため、新たな補助制度を創設する。（補助金の内容は現行制度と同じ。）

- ・補助概要 国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）を申請するために、社会保険労務士等に申請書類作成等を依頼した費用を助成する。
 - ・補助額 補助率 10/10 上限 100 千円
 - ・補助対象 令和2年4月1日～令和2年12月31日までの雇用調整助成金の申請に係る費用
 - ・申請期間 令和3年2月1日～令和3年3月1日まで
- ※全体的には、変更及び創設により現行の補助制度に変更はない。

(2) 今後の予定

令和2年11月 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金交付要綱の一部改正
石巻市雇用調整助成金利用促進補助金（市独自）交付要綱の制定

【その他】

- ・石巻のチカラプロジェクト第2弾の実施状況について（産業部）
- ・石巻市市税条例の一部改正時期の再検討について（財務部）
- ・成人式の北上地区会場の変更について（教育委員会）

以上